

ふくしネット Kochi

2009年度
第2号

知って安心! 食品表示(JAS法)

食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択するうえでなくてはならないものです。このため、JAS法に基づく品質表示基準では、食品の製造業者、販売業者に対し、一般消費者向けのすべての食品について、以下のように表示することを義務づけています。

生鮮食品

農産物

〇〇県産トマト



- ①名称 その内容を表す一般的な名称
 - ②原産地 **国産品** 都道府県名又は市町村名、一般的に知られている地名
輸入品 原産国名又は一般的に知られている地名
- しいたけは栽培方法(原木か菌床)の表示も必要

玄米及び精米



- ①名称
 - ②原料玄米
 - ③内容量
 - ④精米年月日
 - ⑤販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 玄米及び精米の表示については平成21年1月に基準が改正されました。

畜産物

国産 豚ロース肉



- ①名称 その内容を表す一般的な名称
 - ②原産地 **国産品** 『国産』である旨又は、主たる飼養地*がある都道府県名、市町村名、一般的に知られている地名
輸入品 原産国名
- *2ヶ所以上に渡って飼養されている場合、一番長い期間飼養されている場所

水産物

〇〇県沖 まあじ



- ①名称 その内容を表す一般的な名称
 - ②原産地 **国産品** 漁獲した水域名又は養殖場がある都道府県名ただし、水域名の表示が困難なものには、水揚げ港又はその港がある都道府県名
輸入品 原産国名
- 解凍 冷凍したものを解凍した場合
 - 養殖 養殖されたものの場合

加工食品

- ①名称 その内容を表す一般的な名称
- ②原材料名 原材料(食品添加物を除く。)と食品添加物の区分ごとに、原材料に占める重量割合の多いものから順に、すべて記載(食品衛生法に基づくアレルギー物質を含む食品の原材料も表示)
- 原料原産地名 加工食品品質表示基準で表示が義務づけられている場合
- ③内容量 重量(重さ)、体積(かさ)又は数量に単位を明記して記載
- ④消費期限 品質の劣化が早い食品の飲食可能な期限
又は
賞味期限 比較的日持ちのよい食品の全ての品質が十分に保持される期限
- ⑤保存方法 その製品の特性に応じた開封前の保存方法を記載
- 原産国名 輸入品の場合
- ⑥製造業者等 製造業者等(輸入品の場合は輸入業者)の氏名又は名称及び住所を記載



- 名称 かりんとう
- 原材料名 小麦粉、植物油、砂糖、水あめ、ふくらし粉
- 内容量 200g
- 賞味期限 H21.11.30
- 保存方法 直射日光を避けて保存してください。
- 製造者 〇〇製菓株式会社
高知県〇〇市〇〇〇〇

※このほか、食品の品質を誤認させるような表示は禁止されています。
※上記の表示以外にも、品目によっては、表示の必要な項目が定められている場合があります。さらに、食品衛生法や計量法など、様々な法律によって、表示すべき項目が定められています。表示ルールを守らない違反者は公表されたり、JAS法に基づく処分を受けます。処分に従わない場合には、処罰(罰金又は徴役)されることがあります。

○食品表示(JAS法)についてのお問い合わせ先

高知県庁 農業振興部 流通支援課(農産物) ☎088-821-4541
農業振興部 畜産振興課(畜産物) ☎088-821-4553
水産振興部 合併・流通支援課(水産物) ☎088-821-4611

お気軽にどうぞ

国の機関(中国四国農政局高知農政事務所)でも食品表示の相談・情報窓口「食品表示110番(☎088-875-2155)」を設置しておりますのでご利用ください。

消費者・生活者の視点に立った行政へ～日曜日相談の実施～

近年、食品の産地偽装などの不正表示、冷凍ぎょうざや事故米の問題、悪質商法など、私たちの暮らしの安全安心に関わる大きな問題が多数発生しています。

そのため、消費者・生活者の視点に立った行政への転換を目指し、縦割りになっている消費者行政を統一・一元的に推進するための新しい組織「消費者庁」が、今年の9月1日に設置されました。

消費者庁では、消費者の視点から政策全般を監視し、消費者を主役とする政府の舵取り役として、商品・金融などの『取引』、製品・食品などの『安全』、『表示』など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管するとともに、消費者事故等の情報を一元的に集約し、調査・分析することになりました。

また、新しく制定された消費者安全法に基づき、他の法律の規制の及ばない領域(すきま事案)に対応できるようになりました。

こうした国の動きに併せて、高知県立消費生活センターでは、仕事の都合で平日に相談ができない方などが利用しやすいように、9月から日曜日相談を開始しました。相談は、来所又は電話(☎088-824-0999)でお受けしています。受付時間は、午前9時から午後4時45分までです。お気軽に、ご相談ください。

多重債務者相談強化キャンペーン相談会の開催

下記のとおり無料相談会を開催します。借金の返済でお困りの方、多重債務に陥ってしまってどのようにすればよいか悩んでいる方、この機会に相談会にお越しください。(予約は不要です。) 詳しくは、県庁県民生活・男女共同参画課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/tajusaimu-soudan.html>)をご覧ください。県庁県民生活・男女共同参画課(☎088-823-9653)までお問い合わせください。

開催日	時間	会場
11月1日(日)	11時～16時	四万十市社会福祉センター [四万十市右山五月町8-3]
11月15日(日)	10時～16時	香美市立地域福祉センター(プラザ八王子) [香美市土佐山田町262-1]
12月6日(日)	10時～16時	南国市役所 [南国市大桶甲2301]
12月13日(日)	10時～16時	土佐市立とさし女性センター [土佐市高岡町甲2192-1]

平成22年度 金融学習グループ募集中

～高知県金融広報委員会からのお知らせ～

暮らしに身近な金融経済や生活設計等について自主的に学習している市民グループ又はこれから学習しようとしている方々(原則15名以上)を募集しています。

金融学習グループとして認められた場合、高知県金融広報委員会から勉強会への講師派遣、資料配布等により活動をサポートします。

お気軽に、高知県金融広報委員会事務局までお問い合わせください。

〒780-0870 高知市本町3-3-43 日本銀行高知支店内 TEL:088-822-0114 FAX:088-820-0022

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階

☎088-824-0999

相談受付/日～金 9:00～16:45 ※9月から日曜日相談を実施しています。
休所日/土、祝日、年末年始

●くらしネットkochi編集・発行者

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL:088-823-9653

FAX:088-823-9879

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601>

まちづくりニュース

みんなで始めよう！ 犯罪のない安全安心まちづくり

通学路安全の日（三もく活動の日）特集

県内では、毎月第3木曜日（同日が祝・祭日の場合は、翌日。ただし、8月は除く。）を「通学路安全の日（活動名称は、「三もく活動の日」といいます。）」としており、ボランティアの方々や関係機関・団体が子どもの安全を守るための活動を行っています。

「三もく活動の日」という活動名称は、

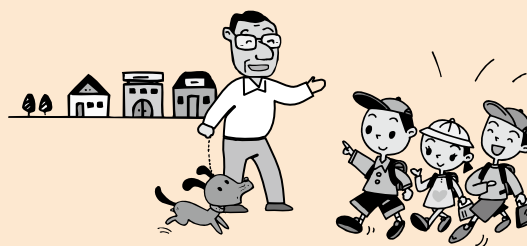
- 第三木曜日の「もく」
- 目で見る活動であることから目の「もく」

から来ています。

皆さんもこの活動に参加してみませんか。

「通学路安全の日（三もく活動の日）」等の安全安心まちづくり活動をされているボランティア団体については、県民生活・男女共同参画課ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/anzenanshin-kouhyou.html> をご覧ください。



「通学路安全の日」活動事例1

布師田タウンポリス

布師田地区タウンポリス（西澤敏行会長 会員約30名）は、高知市布師田地区を活動地域とし、「通学路安全の日（三もく活動の日）」に青色回転灯装備車両を活用して、登下校時の子どもの見守り活動などを行っています。



「通学路安全の日」活動事例2

室戸市のタウンポリス

羽根タウンポリス（町田昇会長 会員13名）、吉良川タウンポリス（山崎昭一郎会長 会員16名）、室戸タウンポリス（松島恒雄会長 会員25名）、室戸岬タウンポリス（北村和彦会長 会員14名）、佐喜浜タウンポリス（植田和紀会長 会員12名）は、室戸市を活動地域とし、「通学路安全の日（三もく活動の日）」に登下校時の子どもの見守り活動などを行っています。



「通学路安全の日」活動事例3

さめうらポリス

さめうらポリス（川田勝会長 会員約20名）は、土佐町内を活動地域とし、「通学路安全の日（三もく活動の日）」に青色回転灯装備車両を活用して、登下校時の子どもの見守り活動などを行っています。



自分や家族を守るワンポイントアドバイス



自動車盗の防止

※自動車盗のうち、約76%はエンジンキーがついたままで被害にあっています。
必ずエンジンキーを抜いてドアをロックしましょう。
(データは平成20年)



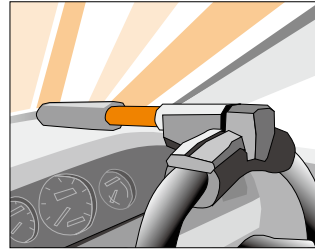
自動車盗防止の
チェックポイント でチェック!

- 少しの時間でも、車から離れるときは必ず鍵をかけている。
- 車の保管場所(自宅車庫)には、センサーライト、チェーン、シャッターを付けて防犯対策をしている。
- 外出先では、人の目がないところの駐車は避け、管理人がいる駐車場を利用している。
- 車のドアや窓などに警報装置を取り付けてある。

自動車盗の安全対策グッズ

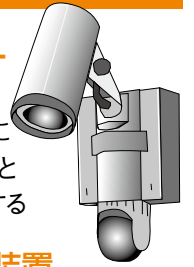
ハンドルロック

ハンドルが回転しないように固定して盗難を防止する



センサーライト

駐車場等に人が近づくと自動点灯する



警報装置

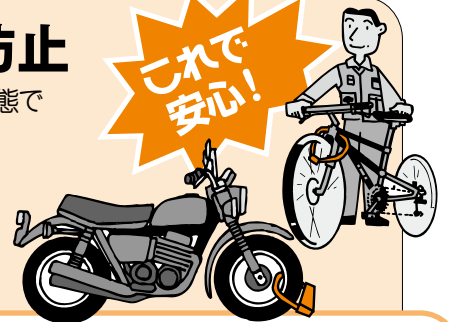
振動等の異常を感知して警報音を発する



オートバイ盗・自転車盗の防止

※オートバイ盗のうち、約82%はエンジンキーを抜いた状態で被害にあっています。必ずハンドルロックもかけましょう。
(データは平成20年)

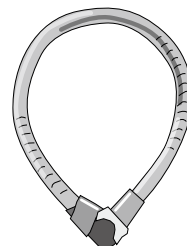
※自転車盗のうち、約60%は鍵が掛けられていない状態で被害にあっています。
必ず鍵を掛けましょう。(データは平成20年)



オートバイ盗・自転車盗防止の
チェックポイント でチェック!

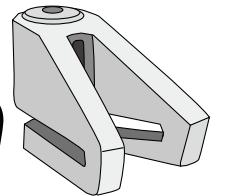
- グッドライダー防犯登録・自転車防犯登録をしている。
- 路上にオートバイや自転車を置いたままにせず、面倒でも駐輪場に置いている。
- オートバイ・自転車から離れるときは、短い時間でも鍵をかけている。
- 補助錠を付けている。
- ハンドルロックをしている。

オートバイ盗・自転車盗の
安全対策グッズ



U字ロック

タイヤをロックで固定する



ディスクロック

オートバイのブレーキディスクを固定する

ワイヤーロック

補助錠をすることで被害を防止する

